

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成 22 年 11 月 15 日 (月)

開会 14 時 30 分

閉会 17 時 20 分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、竹下譲委員、丹保健一委員、牛場まり子委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治 (再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育振興ビジョン策定特命監 福永和伸

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主事 池中亮二

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 堀内英樹

学校施設室長 大森邦彦 学校施設室副室長 長島弘哉

学校教育分野

生徒指導・健康教育室長 和田欣子 生徒指導・健康教育室主幹 谷口峰生

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 岡芳正

5 議案件名及び採決の結果

	件名	審議結果
議案第 37 号	平成 23 年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第 38 号	職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第 39 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 40 号	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 41 号	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 42 号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)	原案可決
議案第 43 号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 44 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(職員の育児休業等に関する条例の一部改正(公立学校職員の給与に関する条例関係))	原案可決

6 報告題件名

	件	名
報告 1	次期教育振興ビジョン(仮称)中間案パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について	
報告 2	平成 23 年度三重県立実習助手採用選考試験の実施について	
報告 3	平成 23 年度三重県立職員(船舶通信士)採用選考試験の実施について	
報告 4	職員の人事異動(県立学校)について	
報告 5	三重県立特別支援学校玉城わかば学園仮設校舎賃貸借契約について	
報告 6	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について	
報告 7	平成 22 年度第 3 回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について	

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成 22 年 10 月 21 日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 38 号、39 号及び報告 4 は人事案件のため秘密会、議案第 40 号から第 45 号までは意思形成過程のため、報告 2 及び報告 3 は実施要項発表前のため非公開が審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 37 号を審議し、報告 1 及び報告 5 から報告 7 までを報告した後、秘密会の議案第 38 号、第 39 号及び報告 4 を報告し、非公開の議案第 40 号から第 45 号まで、及び報告 2、報告 3 を報告する順とすることを確認する。

・審議内容

議案第 37 号 平成 23 年度教職員人事異動基本方針について(公開)

(人材政策室長説明)

平成 23 年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 11 月 15 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。平成 23 年度教職員人事異動基本方針(案)でございます。少しこのページを読ませていただきます。

現在策定中の次期教育振興ビジョン(仮称)に掲げる「自立する力(輝く未来を拓く力)」、「共に生きる力(共に生きる未来を創る力)」を育む教育を各学校で着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

各学校においては、学校経営品質の取組により、継続的な改善を進め、魅力ある学校づくりを一層推進する必要がある。このため、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適性配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

2ページをご覧ください。右のほうが昨年度の基本方針で、左のほうが今年度の基本方針で、少し変えさせていただいたところにアンダーラインを入れてございます。今年度の分につきましては、まさに現在策定中の次期教育振興ビジョンにおいて、基本理念の中に子どもたちに育みたい力ということで、第一段落目のところにつきましては、その自立する力、共に生きる力というのをそこに盛り込ませていただきました。その後の各学校においてはというところで、継続的な改善を進め、魅力ある学校づくりをという形で、特色というのを魅力ある学校づくりとさせていただいてますが、これにつきましても次期教育振興ビジョンの基本方針の中で7つの柱があるわけですが、その3点目に子どもたちにとって魅力のある学校をつくり出すという形でございますので、魅力のあるというふうにしてございます。

それから、その4行目、このため教職員一人ひとりがやりがい高めというところですが、同じく基本方針の中の(5)に教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくり出すという大きな方針がございますので、これを踏まえて前段の部分を基本方針として策定させていただきました。

その下の1、2、3というのは昨年度と同様でございます。

それから、3ページ、4ページにつきましては、この基本方針を受けて、小中学校の教職員人事異動の実施要領案ということで、より具体的なものとなっております。

その3ページ一番上の1の転任のところは、大きく8点ございますが、転任にかかる実施要領ということで基本的な部分をそこで記載してございます。

2番目の昇任及び降任につきましても、1、2、3、4ということで、大きく4点をここに掲げてございます。

めくっていただいて、4ページのところは退職というところで、退職につきましては、(1)ということで掲げてございます。

4の新規採用・再任用というところがあるんですが、再任用につきましては、一番下の(3)再任用者は、定年退職時の所属校以外に配置することを原則とするということで、従来どおりの取り扱いと変わらないわけですが、再任用の年齢も徐々に延びてきて、その数も一定数になるということで、改めて異動の実施要領の中に記載したほうがいいたろうということで、記載させていただいたところです。

8ページ、9ページが県立学校にかかる人事異動実施要領(案)となっております。大枠、1番、2番、3番、4番、5番という構成と、その中身につきましても、市町教育委員会と県教育員給が直接やるという部分の相違がありますが、基本的な部分については同じ考え方で、大きくは昨年度と同様の方針でやっていきたいと思っております。

それから、資料にはないんですが、人事異動にかかるスケジュール概要を少し説明させていただきます。県立学校につきましては、今日の委員会を経て、我々県教育委員会から12月初旬に各学校長に説明しているような資料を配付いたします。その後、校長が各学校の教職員にその内容を周知しまして、教職員のほうは異動希望調書というのがございますので、各人が例えば転出希望学校でありますとか、家族状況などをそれに記入して校長に提出します。校長は12月下旬までに希望調書に基づいて各教職員から人事に関する希望とか生活状況などのヒアリング、聞き取りを校長が行います。その後、年が明けて1月初旬にはその希望調書を校長から県教育委員会に出していただいて、我々としましては、その希望調書に基づいて1月中旬ぐらいに校長から聞き取り、校長がヒアリングをして、内容も含めて情報を集約して具体的な異動作業を進めます。これをいったん2月中旬ごろまでに終えまして、再度各校長との話し合いの場を持ちまして、その後、最終調整をして、3月上旬には校長を通じて本人に4月1日異動の内示を行うということでございます。

小中学校についても同様の流れですが、市町教育委員会がございまして、市町教育委員会が小中学校からの聞き取りなどを行い、管内の異動業務を進めます。県教育委員会では、地域調整人事担当というのを県内5地域に分けて区分して設置してございます。この地域調整人事担当は、各市町の状況を把握するというのと、市町教育委員会間の異動の調整とか、それから、5つの地域を

またぐ広域異動、あるいは小中学校と特別支援学校の小学部、中学部との異動事務などを関係市町と調整しながら進めます。トータルこれら小中学校の人事異動につきましては、最終的には各市町教育委員会から県教育委員会に内申がございまして、それに基づいて行うところです。こうした県立小中の事務を経まして、3月の教育委員会定例会に管理職につきましの異動は議案として提案し、一般教職員の異動は報告題として報告させていただいている状況でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【質疑】

丹保委員

文言が変わったのがありますね。原則とするというのを何々と何々することを原則とする。これは何か違いがあるんですか。

人材政策室長

説明省略しまして申し訳ございません。例えば5ページを見ていただきますと、転任のところの(7)で、左のほうが今回提案させていただいている部分ですが、3年ないし6年の間に転任することを原則とすると。昨年度は、原則3年ないし6年の間に転任させるという、させるという形で書いておりましたが、そこの表記を変えたということですが、この中身は同じですが、何とかさせるというそういう書き方ではなくて、教職員については、こういうふうなことを原則とするというふうに記載方法を変えさせていただいたということでございます。

丹保委員

それから、もう1つ、再任者はその所属以外と、それから短期の場合は所属内というふうに書いてますが、この理由を説明してください。

人材政策室長

9ページをご覧くださいますと、4番の新規採用・再任用のところの(3)で、再任用者に関しては、フルタイム勤務者は定年退職時の所属校以外に配置し、短時間勤務者は、退職時の所属校に配置することを原則とするということで、基本的には再任用そのものの年齢がかなり64歳までということで上がってきているということで、それまでの間も当然ながら退職時の学校に在職一定期間するというので、基本的な考え方としましては、再任用者については、そこで長期化するということになりますので、定年退職して再任用するに合わせて別の学校で活躍していただくというのを基本としているんですが、ただ、短時間勤務の場合は、県立高校でしたら、例えば教科で受け持つということになりますので、その場合に、場合によっては再任用短時間以外の非常勤教員との間でのカリキュラム設定というのも必要になりますので、その部分につきましては、例外として退職時の所属校で配置して、トータル生徒への教育がスムーズにいくようにという形でさせていただいているところです。

丹保委員

原則とするというのはどのぐらいの感じですか。なんか事情がない限りは許さないということなのか、それとも簡単な理由があればいいですよという感じですか。どちらですか。

人材政策室長

ほとんど相当の状況はいろいろ聞きますが、ほぼ変わっていただくというか、基本という形で人事異動をやらしていただいているところです。あまり例外というのがいくつもあるというの。

丹保委員

分かりました。

竹下委員

いいですか。今のところがまだ理解できないんですけども。これは退職時の所属校に勤務すると何か不都合があるの。長いこと勤務することになるからという理由だけですか。ほかに何か不都合があるということになるんですか。元校長とか教頭という管理職だったら分かりますが、そこでいきなり平になってというのは分かりませんが。

人材政策室長

大きくは定年退職時までの在職期間というか人事異動のスパンというのがやっぱり絡んでくるわけですが、ここが一定、例えばこの人事異動の方針というのは、8年を超えた部分については異動を行うということなんですが、そうすると、それ未満の方で定年退職までその学校で教員として

在職するということがございまして、それに加えて再任用の後も当該校で勤務するとなると、相当の長期にわたるといことで、やっぱり教科なり、ほかの若い教員との人事異動とか、そのあたりのことも考えると、再任用になったときには別の学校に配置するよといことで、人事異動の風通しもよくして活性化を図るとい観点で。

竹下委員

再任用というの、もう普通の任用と同じよな扱いなんですか。

人材政策室長

そうです。全く、いったん退職はしますが、やる職務内容、職責すべて一緒なんです。ですので、退職ということが生じますが、中身やる仕事なり責任の度合というの、一緒といことでございませ。

竹下委員

それなら分かります。

それから、もう1つ、ちょっと前にも言ったことがあるよな気もするんだけど、この最初の出だしが形式的にいいのかなって思ってるんですが。現在策定中のとあるでしょ。これは、教育ビジョンが実際に決まるのは、これとどっちが早いんですか。こっちのほうが早いわけでしょ。となってくると策定中の振興ビジョンのほうが変わる可能性が完璧ゼロと言えないよね。そちらのほうはこれからいろいろ手続き経て、中身が変わるかもわからないことになってくれば、こういう形で大上段に振りかぶるといのはちょっとまずいんじゃないかとい気がするんだけども。中身はいいんですよ、自立する力、共に生きる力を出してくるのはいいんですが、これを振興ビジョンで掲げてるから、それを目標にするんだとい書き方がちょっと形式的におかしいのかなとい気はするんだけども、その辺どうでしょう。

人材政策室長

おっしゃるよに、これまだ確定はしてございませ。一方で様々な議論も経て、パブリックコメントもしているという状況で、23年度の人事異動にあたっての方針になりますので、現時点でのビジョンというよりは、現在策定中ではありますが、次期教育振興ビジョンの神髄の部分を引きちと異動方針の中に認識する必要があるといふうに考えまして、ただ、書きぶりとしては確定してないとい部分がございまして、今現在策定中のといのを書かせていただいたわけですが。

竹下委員

策定中の目標をここに掲げるといのはおかしいよな気がするもんだから。これ省いちゃたらどうなんですか。いきなり自立する力、共に生きる力といのを基本目標とするといよな表現をして、それを実現するためにといよな書き方ではまずいの。

人材政策室長

先ほども申し上げましたが、この人事異動基本方針は各学校長なり市町教育委員会に認識していただく必要があるといことで、その自立する力、共に生きる力といのが、教育振興ビジョンとい三重の教育を大きくとらまえる元の部分での位置づけになっているといことを認識をいただいたほうが。

竹下委員

そういうんであるならば、教育振興ビジョンが決まってからこれを決めないといけないわけですよ。先にそちらを決めてから、それに基づいてやりますと。

人材政策室長

一方で人事異動のほうも、さっきもそのスケジュール概要を申し上げましたが、スケジュールもございまして、そこ苦しいところであるんですが、その双方を成り立たせたいと思ひまして、こういう形で記載しておるところです。

竹下委員

それからいくと、邪推といのか、よこしまな発想かもわからんけども、両方ともこれを作った人が仕切ってるといふうな感じになりますよね。だから、両方とも作者は同じであると。形式的には振興ビジョンのほうは審議会にかけて、審議会で検討してもらって、そこで結論を出してもらって、そのうえで今度はこういうふうな人事異動基本方針を決めるんだとい筋書きになるんですから、向こうが策定中で、ほぼ決まっているといえども、まだ決まってないんだから、それを出すちゅうのはまずいんじゃないかとい気がしますけど。

人材政策室長

教育改革推進会議の議論は、手続き的にはまた11月19日でしたか、あるんですが、これを出すのはその後にはなりません。ただ、ビジョンそのものが教育委員会の中でのまた議案として出しているという部分が確定してないところがございますので、スケジュール的には、ですので、対外的に教育委員会がビジョンも、あと自分のところで決めてということではなくて、いろいろお願いしているところでの議論は一定経ているんですが、内部手続き的な部分というのは12月末ぐらいか下旬になってからだと思いますので、それよりも前にこれはどうしても出す必要がございますので。教育改革推進会議の議論は多分一定終えていただいているとは思いますが、あと、どういうふうな形にするかというのを教育委員会の中で意思決定していくという手続き途上だと思いますので、これも人事異動基本方針はまさに三重県教育委員会でここで決めていただく話ですので、そういう状況を踏まえて、ここで併せて現在策定中のということでご認識いただければと思って、議案としてこういう形で記載させていただいたんですが、その改革推進会議の議論もまだ7割8割ということでしたら、なかなかこういうふうな表現も難しいかも分かりませんが、一定程度それは推進会議の議論はこれを出す段階においては終わっていると認識しております。

副教育長

これまで教育委員会にも報告を2回ほどさせていただいて、議会にもこの「自立する力、共に生きる力」については報告をして、異論のないところ。いわゆる基本的な理念として認知されているのかと思っております。

竹下委員

それはね。

副教育長

その2つが認知されておると、それを大きく変えることはないだろうと。内部手続き上は難しいにもかかわらず、理念としてはみんなが了承ということがございますので、ほかに言葉が次期教育振興ビジョンも仮称でございますので、タイトルそのものもまだ決まっておりますけれども、理念については皆共有できたということでご理解をいただくということと、先ほど木平室長が言いましたように、職員にもこれを機会に今の教育振興ビジョンの審議経過を見てもらえるいい機会になるんじゃないかと。それは竹下委員の言では、ちゃんと決まってから周知すればいいではないかということですが、この自立する力というのはどんなものかとか、あるいは共に生きる力というのはどんなものかというのは、ホームページに載っておりますから、当然それを職員が見るだけの動機付けにもなればというようなことで、こういうようなことを書かせていただいたわけで。細かい施策とか、あるいは基本方針というのはまだ変わってくるかもわかりませんが、この2つのタームについては変わらないのではないかとということで、あえて出させていただいた。そこしか出せなかったという。この2つがなかったら、ちょっと。

竹下委員

いや、私も確定してから設定してというのではないんですけども、ここの取り上げ方が、ここで掲げているからこれをするという表現でしょ。この書き方ではね。その掲げる自立する力、共に生きる力って、素直に読むと確定してないんだから。しかし一応その審議の状況を見ると、ほぼ確定している。だからその方針に従ってというんならばいいんですけども、ちょっと表現をもうちょっと丁寧に変えたほうが、中間作品にいきなりのっとなってというような書き方はまずいんじゃないかという気がしているんですけどね。

牛場委員

これまでも何回か中間案というのが分かってますけども。

竹下委員

いやいや、初めて見る人いっぱいいるわけでしょ。我々は分かってますけども。だから、その中間作品にのっとなっていきなりこういう大方針を決めるのかなというようにも取られかねませんから。その辺でほぼ確定してますという、今、なんかもっと短い文章ですっきりだけども、この教育振興ビジョンの策定課程でほぼ固まっている。その方針に従ってやりますというような、そういういい表現を簡略にできないかなと。

教育長

より詳しく言うなら、現在策定中の次期教育振興ビジョンでは、自立する力、共に生きる力を育

む教育を基本理念として上げていますと。この今回の人事異動にあたってはこれを推進して、本県の趣旨を図るためにこういう信頼を高めていかなければならないと、そういうふうにしていけばですね。

竹下委員

そういうことならいいですね。それなら、分かります。

副教育長

では、そのようにさせていただくということで。前へ基本理念を持っていったほうがいいか、後ろか、ちょっとあれなんですけど。仮称の基本理念として掲げるとか、教育長が言われたように後ろのほうがいいのか、ちょっとまた事務局で精査させてもらいますので、そういう方向で竹下委員のを踏まえてよろしいですか。

人材政策室長

修正をさせていただきます。

牛場委員

すいません。あと、今説明していただいた転出希望、それから、家族状況を踏まえて希望調書を取って、1月の初めですか、面接をされたときに、本人の希望というのは何%ぐらい通るのですか。

教育長

説明では例えば勤務地に関してはどういうところ、例えば家庭内の事情のときには、やはり考慮させてもらってという、そういうところを、おしなべての場合とかするのは無理なので。

人材政策室長

今、教育長が申し上げましたが、勤務地で特に大きいのは単身赴任とかということだと思うんですが、管理職を除いた場合に、本人の希望と違うような形で教員の場合が単身赴任になるということほとんどないです。後、それから勤務校のそういった部分につきましては、年数によって少し違うんですが、同一校で8年勤務された場合には希望も書いていただくんですが、やっぱりそれだけ長いことみえるということで、希望どおりにいかない場合もあるわけですが、それまでの期間ということであれば、希望を1校書いていただくわけじゃないんですが、何校か希望を書いていただく中で、できる限り状況も聞いて、その中でそれまでの勤務年数でしたら配置するように調整しているというのが現状のところでございます。すいません、ちょっと何%というところはないんですが。

牛場委員

ありがとうございます。

竹下委員

その関連で、ちょっと教えてほしいのが、校長先生が自分でいい学校をつくりたいと。だから、あそこからピックアップしたい、ここからピックアップしたいというふうな形で先生を引っ張るといふようなことは大分可能なんですか。できるんですか。

人材政策室長

全体としては、各学校でまず大きく異動の希望を聞いていただいて、我々も聞かせていただいて、そういうのをうまく合致させながらやるんですが。一方で仕組みとして各学校が求める人物像というのをガルーンというか、ITを使ってまず掲載していただいて、それにいずれの学校でもいいんですが、自分はそういうところに希望したいという方があれば、それは通常の異動希望とは別に、その学校が求める人物像、これ県立の場合ですが、手を挙げていただいて、それでそこがうまく合えば、そういう異動を発令するという仕組みもあります。

副教育長

F A制度で、要は校長が数学でうちはこんな教員ほしいって言ったら、4、5人面接に応募できるわけ。その中から調整できる。初めのころは多かったんですが、最近は20代の後半ぐらいですかね。やっぱり段々少なくなってくるというのか。

竹下委員

例えば校長先生がいろいろ聞いたり見たりして、良さそうな人のところを自分で交渉して応募してくれというような形でいけば、うまくいく可能性もあると。

人材政策室長

仕組みとしてそういう個人でやり取りまでするということ、いろいろまた全体のバランスというもの。そこは我々も仲立ちさせていただきながら、一方で学校が求める、今、副教育長が言ったよう

に、数学をこういうふうにしたいということであれば、それをきちんと掲げていただいて応募もしていただきながら、可能であればそれがかなうような人事配置というのは仕組みとして。

【採決】

全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

報告 1 次期教育振興ビジョン（仮称）中間案パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について（公開）

（教育総務室長説明）

次期教育振興ビジョン（仮称）中間案パブリックコメントの結果概要、及び当該中間案の修正について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 11 月 15 日提出、三重県教育委員会事務局教育総務室長。詳細につきましては、福永教育振興ビジョン策定特命監のほうから説明させていただきます。

（教育振興ビジョン策定特命監説明）

それでは、説明させていただきます。教育振興ビジョンにつきましては、中間案策定のパブリックコメントを行いました。それから、それと並行しまして、例えば市町の教育長会議だとか県議会の常任委員会等でも意見をいただいております。それを踏まえましていくつか修正をしておりますので、今日はその中間案策定後の審議経過ということで報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、資料 1 をご覧ください。パブリックコメントの結果について説明させていただきます。資料 1、1 枚物の資料でございます。2 番目のところでございますように、意見募集期間を 9 月 17 日から 10 月 18 日のひと月間でございました。意見の内容ですが、(1) でございますように、総数は 99 人、団体の方々から 292 件の意見をいただいております。これらの中には同じ内容の意見もございましたので、207 件に分類・整理をしております。この数ですが、全く同じ期間でしあわせプランの次期戦略計画がパブリックコメントされましたが、ほとんどあまりパブリックコメントの意見が数えるほどしかなかったと聞いておりますし、我々としてはこれだけいただいたというのは非常にありがたいことだなと感じておるところでございます。

項目別の意見数ですが、(3) を見ていただきますと、この 292 件の内訳が出ております。多いのはやはり第 2 章の総論の 52 件、それから、第 3 章の 1 の学力、2 の豊かな心、それから、4 の信頼される学校づくりあたりが多くなっております。

裏をめぐっていただけますか。(4) の対応状況でございます。これらの意見にどのように対応したかですが、 から に整理させていただきました。 は最終案に反映するもの、 が一部反映するもの、 は既に反映しているもの、 は反映は難しいが、今後の検討課題とか参考とするもの、 は最終案に反映することが難しいもの、 はその他ということで、これはただの質問とか激励とか、そういう類のものでございます。ご覧いただくと分かりますが、このような結果になっておまして、合計 207 件は 207 という同類の意見をとりまとめた合計になっています。 と を足しますと、 と が県民の方々の意見を踏まえて修正した部分になりますが、足しますと 52 件になります。ほぼ 207 件の 4 分の 1 になりますので、4 つのうち、1 つは修正をさせていただいたというような結果になってます。

それから、4 番の概要ですが、(1) のところを見ていただきますと、「基本理念」、「子どもたちに育みたい力」に対する好意的な意見が目立ちました。こうした意見の多くは、「子どもたちの目線を重視していること」や「地域社会全体で教育に向き合うという決意を示していること」、あるいは「自立する力と共に生きる力を重視していること」等を評価いただくものでした。件数については、あまりこだわるといけないのかもしれませんが、総論に対する意見 52 件のうち、19 件賛同のご意見をいただいております。

それから、(2) のところ、各施策の中では学力、外国人、キャリア教育、そして教員の資質、働きやすい環境づくり、特色ある学校づくり等への意見が多数です。それから、意見の内容は本当に多種多様ですが、そうした中で中高一貫教育の推進を求める意見が比較的多かったと思われます。合計 16 件ほど意見をいただいております。ほとんどが賛同すると。ただ、中には否定するとされる意見もございました。いずれにせよ関心の高さがうかがえるところでございます。

それから、(3)にございますように、本ビジョンは多様な主体への期待を各施策に示すなど、地域社会全体で教育に向き合うという方向性に沿った工夫を盛り込んでいますが、もっと家庭や地域のすべきことを書き込むべきだというご意見だとか、多様な主体との連携のあり方を具体的に示すべきというような、こうした社会全体で取り組む方向に向けてもっと書き込むべきだという意見も一定数認められました。教育委員会として書くものですので、なかなか書ききれないところもあるのが事実でございます。そういったところをいくつか感じられた方々がこういった意見いただいたものと感じております。

今後の方針ですが、このパブリックコメントを項目別回答としてホームページ等で掲載していきたいと思っております。具体的には資料の2に示したとおり、具体的な意見はこのような形で、回答はこのような形でさせていただければと思っておりますが、これをつぶさに説明をしておりますと、今日は時間もあまりございませんので、省略をさせていただきます。これを受けていくつか訂正した部分については、この後、新旧対照表でいくつか触れさせていただきます。

それから、上から順番にいきまして、資料の3を見ていただけないでしょうか。資料の3につきましては、県議会議員、教育委員等のご意見に対する対応としていきます。県議会議員、教育委員会等の「等」ですが、ほかにどういう方々がいらっしゃるのかといいますと、市町の教育長、あるいは各部局の方々の意見でございます。この中いくつもございますので、時間的な制約もございまして、7つほど簡単に説明させていただきます。1つ目は一番最初のページのこの1番です。県議会議員の意見ですが、これは端的にいいまして、3行目から4行目にかけて書いてありますように、教育格差にどう対応するのかというご意見でした。それにつきましては、教育委員会としては2点考えておりまして、1点目としては、格差を生まない社会づくりは社会全体で取り組むべきものだと。今後とも教育でできることは教育で取り組むと。他の行政分野との連携に努めるとしてございまして、今、県教委では奨学金制度等を継続して、改善しながら運用をしております。それから、2点目として、一人ひとりの成長に様々な意味でも「個人差」が生じている今こそ、「きめ細やかな教育」が一層重要ということで、そういう一人ひとりを大切に育む教育をしていこうという方向性を盛り込んでございます。この2点目については既にビジョンの中に盛り込んでいるんですが、1点目については明記してございませんので、今のところまだ修正案としては示しておりませんが、奨学金について書き込むことを今検討中でございます。最終案には書き込んでいきたいということも考えております。

それから、めくっていただきまして、3ページの上のほうの段です。学力に関しまして、これは県議会の常任委員会で大分議論になりました。いただいたご意見にポツが4つありますが、学習塾についてどう考えるのかという議論でございました。県議会の方々も積極的にとらえるべきだというご意見の方と、いや、学習塾は有償だから、やはり慎重に考えるべきだというご意見と分かれております。ということで、教育改革推進会議で11月1日にこれについて再度議論をしました。その結果、対応案のところ少し書かせていただきましたが、なお書きのところ以下です。「以下の理由により、学習塾をビジョンの中で特記することはしない」という方向にまとまっています。やはり公教育を充実させることが大事、あるいは「過度の学習塾通い」にかかるいろんな悪影響もある。あるいは活動内容が多様で実態が分かりにくい。あるいは有償で、かつ営利目的であるというようなご意見が出まして、否定的に考えていくということでございます。

その下、3点目として、これは市町の教育長さんからいただいた意見なんですが、少人数教育についてもっと盛り込んでいただきたいということで、少人数教育に関する記述をこのご覧のように追加してございます。

それから、めくっていただきまして、4ページでございます。これも県議会議員の方のご意見ですが、平和教育の概念を取り入れて、具体的な施策程度まで記述する必要があるということで、実は中間案には平和教育については触れてございましたが、ご意見を受けまして、この右側のように平和教育に関する考え方を追加して記述したいと考えております。

それから、次のページ、5ページの下の方、豊かな心の育成の人権教育のところですが、これは各部局、具体的には健康福祉部からの意見ですが、ユニバーサルデザインに関する教育が今重視されつつあるのだと。ビジョンの中に取組を盛り込みたいということでございます。これは、振り返って考えてみますと、教育委員さんにもご参加いただいた県民懇談会でも、具体的に津で開かれた県民懇談会でもこの意見は出ておりました。ということで、私どももやっぱり重要だろうと考え

おります。よろしく申し上げます。

説明、以上でございます。

委員長

報告1はいかがでしょうか。

丹保委員

非常に難しい質問がたくさんあったんですが、非常によく答えているなという感想です。

細かいことはまた審議会のどこかで議論しているはずですので言いませんけど、1つ36番の意見概要と回答のところの36番、一人ひとりってありますよね。これは確かに文部科学省の用語集には一人ひとりって書いてあるんですよ。漢字一人一人ですね。じゃ、なぜ一人ひとりにするのかということなんですが、それについてはあんまり説明してないんですよ。つまり県民しあわせプランにあるからとか、ほかにもあるからだという。そこのところの理由については、何か考えたことはありますかというのが質問なんですけど、私は少し考えを持ってるんですが。

教育振興ビジョン策定特命監

明確にその理由というのが私ども把握はしてないですが、ここで書いてございますように、学校現場でもこちらのほうも誤りではないということもしておりますので、しかも現行ビジョンや、あるいは今の時期、戦略計画なんかでも「一人ひとり」、ひらがなを交えた表現にしておるということで、このようにさせていただければなという気がしています。

副教育長

現行振興ビジョンを議論しているときに、一人一人というのは、非常に画一的やと、一人一人は違うんだということで、「一人ひとり」という書き方にしてほしいという委員会等で議論が生まれ、それで、その議論を経て、やっぱり文部科学省は「一人一人」やけども、三重県教育委員会は「一人ひとり」のきめ細かく子どもたちを見ていこうという、そういう意味で一人ひとりという言い方にしよう。あえてそういう議論をして現行ビジョンはなっております、今回、そのことについては話題にはならなかったんですが、精神としては、一人一人子どもたちをきめ細かく見ていくという一つの象徴として、一人ひとりを採用させていただいております。そういう理由でございます。

丹保委員

私も一人一人よりも一人ひらがなのほうがいいと思います。やっぱりそれに関しては、いろんな考え方があると思いますが、今説明していただいたように、一人一人よりも一人ひらがなのほうが思いがこもるような気がするんですね。意識的、意識としてですよ。そういう意味でこれをあえて使うというのは、やっぱりそれなりの理由を今のように踏まえたうえで使ったら、もっといいんじゃないかなと思います。それは新聞協会が出てる新聞用語集の中でもそういう説明が少しありますので、別に私だけが思っているわけじゃないんですね。

副教育長

ありがとうございます。

委員長

いかがでしょうか。

竹下委員

感心しているだけです。大変だったなと思ってね。ご苦労様でございました。

全委員が本報告を了承する。

・審議内容

報告5 三重県立特別支援学校玉城わかば学園仮設校舎賃貸借契約について（公開）

（学校施設室長説明）

三重県立特別支援学校玉城わかば学園仮設校舎賃貸借契約について、別紙のとおり報告する。平成22年11月15日提出。三重県教育委員会事務局 学校施設室長。

1ページをご覧ください。契約の概要は枠組みの中に入っておりますが、表題が議会の議決すべき事件以外の契約等というふうになってございます。その次の行にございまして、本県の条例で議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例というのがございまして、こ

れに基づきまして、ここに書いてございます 11 月 25 日に議会で報告するということから、それに先立ちまして本日、教育委員会に内容を報告するものでございます。

中身といたしましては、三重県立特別支援学校玉城わかば学園でございますが、こちらの学校で高等部を中心に生徒数が急増しておりまして、教室不足が発生をするということから、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間にわたりまして、仮設校舎のプレハブ校舎を賃借するという一方で、こうした契約を結ぶものでございます。

内容的には契約金額が 4,041 万 4,500 円。7,000 万円以上の賃貸借の契約ということでございますが、これ自体の予定価格が当時 8,400 万円余でございましたことから、契約金額 4,000 万円台でございまして、報告をするというものでございます。契約の相手方は、鈴鹿市磯山 3 丁目のコマツハウス株式会社の三重営業所でございます。契約期間が先ほど申しました 22 年 11 月 5 日から 26 年の 3 月 31 日までというふうになってございます。校舎の概要ですが、面積が約 680 m²の軽量鉄骨の 2 階建てということで、各階に 4 室ずつ、合計 8 室の教室がございまして。それと、既存の本校舎との連絡の渡り廊下を 3 年間賃借をするということで、こういうような計画になってございます。

以上でございます。

【質疑】

竹下委員

これ建てるとどのぐらいするの。そんなの分からないですか。検討つかない、桁が違うんですか。学校施設室長

元々設計が本建築を予定してございませんので、こういうような形で。

教育長

m²あたりで。

副教育長

RC で、700 m²でいくぐらいかかる。

学校施設室長

これですとコンパクトな形で必要なものだけしかしていません。

副教育長

億の金がかかるわけですね。

学校施設室長

多分、数億円になろうかと。

副教育長

1 m²、今 20 万。

学校施設室長

数億円になろうかというふうに。3 億から 4 億円あたりかかるんじゃないかと想像します。

教育長

何にもないところと、20 万か 25 万円ぐらいかな、m²。

副教育長

1 m² 20 万というのと、700 m²、厄介になりますね。その代わり 2 階建てですからね、さっきのは。その半分としても、350 としても 20 万円としたら 7 億。急増対策ということで、中南勢地域の今回の第二次計画のほうで、順番はいろいろありますが、その間はちょっとしのいでもらうしかないのかなと。

全委員が本報告を了承する。

・審議内容

報告 6 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（生徒指導・健康教育室長説明）

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 11 月 15 日提出、三重県教育委員会事務局 生徒指導・健康教育室長。

1ページをご覧ください。損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分は、生徒指導・健康教育室の不注意による交通事故の損害賠償に関する事案でございます。まず、一番右側の専決年月日の欄をご覧ください。平成22年10月28日、知事による専決処分をさせていただいた事案で、この件につきましては、次回の議会に上げさせていただくということで本日ご報告させていただいております。

次に、損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄をご覧ください。平成22年8月23日、鈴鹿市北玉垣町地内の駐車場において発生した教育委員会事務局（生徒指導・健康教育室）に係る自動車による公務上の事故となっておりますが、この事故は、当室の生徒指導特別指導員が朝、公用車で県庁を出発して、鈴鹿市内の公立学校を訪問する途中、鈴鹿市北玉垣町地内の駐車場において、12時40分ごろ駐車場を出る際に、後方の安全確認を怠って後退したため、公用車の右後部が駐車中に駐車中の無人の軽四の乗用車の左前部に衝突させた事故でございます。鈴鹿警察署、保険会社にはその場で連絡をし、物損事故として処理されました。この事故で職員の故意は認められませんが、原因は当室員が後方の安全確認を怠って後退したことによるもので、過失割合は相手方0%、職員100%でございました。

続いて、損害賠償額の欄をご覧ください。本件事故に関しましては、平成22年10月28日に損害賠償額12万8,312円で和解いたしております。なお、公用車の損害は4万950円でございました。平成22年9月30日に修理は完了しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

【質疑】

なし。

全委員が本報告を了承する。

・審議内容

報告7 平成22年度第3回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成22年度第3回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について、別紙のとおり報告する。平成22年11月15日提出。三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

資料1ページをご覧ください。本年度第3回目の審議会を10月26日に開催をさせていただきました。この内容にありますように、今年は次期のスポーツ振興計画の策定の年でございますので、現在3回の審議会を開催させていただいております。これ以降、まだ5回目まで現在のところ予定をしております。内容はそこがございますように、部会の策定部会を持っておりますので、そこで報告、そこで第7次のスポーツ振興計画（仮称）でございますが、これに向けたたたき台の検討ということで審議をお願いしたところでございます。

資料の4ページを見ていただきますと、折ってあるA3のものがあるかと思いますが、そこをご覧ください。これが第6次と、これから策定をしようとしております7次のものの構成の比較でございます。左側が6次でございますが、6次は上のほうから策定にあたってということから、1章、2章、3章というふうに章立てをして構成をしておりました。7次につきましては、右側でございますが、6次からこういうふうに変わっているということが矢印で示されておるという状況でございます。のところにつきましては、新たに7次の中で取り入れていきたいということで審議をしていただきました。特に「はじめに」というところと、第2章の総論、この中で意義、あるいは取り巻く環境、それから三重のスポーツが目指す姿、基本理念でございますが、こういったところを書き込んでいきたいと。そして、その下のほうの第4章の計画の実現に向けてということで、学校・家庭・地域・行政との連携等、そこにあるようなところの書き込みをしていきたいということでございます。

その内容でございますが、5ページを見ていただきますと、いわゆる骨子でございますが、総論として先ほど申しましたように、1の(3)三重のスポーツが目指す姿ということで、中長期的な視点から10年先を目指すべき姿として明記をしていきたいと。そして、4年間の計画を通して基本理念と体系について明記をしていきたいということでございます。各論につきましては、4つの

基本施策ということで、1つが子どもたちの元気づくり、子どもたちの体力向上、そして、2つ目につきましては、地域の活力づくり、地域スポーツの推進。そして、6ページへいらっしゃいますと、3として、県民の夢づくり、競技力の向上、大規模大会の招致、そして4で、下のほうでございますが、元気の基礎づくりといったところを各論として位置づけていきたいと。そして、最後に、今計画の実現に向けてということで、そこにありますような推進体制について明記をしていく。こういったところで議論をしていただいたところでございます。

もう一度1ページへ戻っていただきますと、そこにございますように、いろいろ代表的な意見をそこに書かせていただきました。最初のところに、10年後に目指すべき姿を示すことは分かりやすくてよいが、そこに書かれている内容が各論にもきちっと反映するようにといったようなこととか、あるいは2ページのところにもございますが、一番上のところに、子どもたちにとって「魅力ある授業」とは、「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びを味わえる授業ではないかといったご意見もいただき、こういったことを参考にしながら、現在、中間案のたたき台について作成に向けて作業をしておるところでございます。次回のこの定例会においては、そういったことも示させていただきたいなということで、現在作業を進めております。

以上で、第3回の審議会の報告について終わらせていただきます。以上でございます。

【質疑】

牛場委員

この4章の学校・家庭・地域・行政の協働、これは本当に家族愛につながることで、ぜひ力を込めてお願いしたいと思います。

丹保委員

感想ですが、基本的事項、総論、各論、何かちょっと堅い感じがしますね、全体的にね。前のほうがまだ柔らかい感じがして、こちらの文調みたいな感じで、一般向けにとっていいのかなという。基本的事項って何だか全く分からないんですよ、これだけでは。総論は総論ですけど、各論、前のほうがまだ章だけ見ても何となく内容が分かるんですね。柔らかい感じがするんですね。今度の方は多分非常にまじめな堅い人が多かったのかも知れませんが、ちょっとそういうのが県民の視点からしてどうかなという気がするんですね。また概略を一生懸命つくらなきゃいけないことになりましたが。感想です。

スポーツ振興室長

そういったご意見も審議会の中でもいただいておりますので。そういったことで、例えば総論として、そこにはどんなことが書いてあるかということの説明できるような文章を一文入れて内容に入っていく工夫をしたらどうかということも、審議会の中でご意見をいただいておりますので、今準備をしとるところでございます。

丹保委員

感想です。

副教育長

付け足しですが、教育振興ビジョンの構成と合わせたということが今回言えまして、同じ状況でございます。教育振興ビジョンにははじめにというのはないのですが、基本的事項、総論、各論とこういう計画に合わせた。教育委員会の中長期計画についてはそろえたほうがいだろうということで、スポーツさんはそろえてくれたんですが、丹保委員が言われるように分かりにくいというのは事実でございますので、今、室長が言ったような工夫をできればと。

私どもとしては、そろえたほうがいいんじゃないかというように、議会答弁も答弁で2点セット、3点セットで、教育委員会事務局の基本は教育振興ビジョンだろうということで、そこへ収斂していくということだったと思います。強制はしておりません。

竹下委員

私も第6次のほうがなかなかいい作り方だと思ったんです。ただ、これであまり成績が上がらなかったから。ただ、實際上やっぱり分かりやすさ、あるいは意気込みからいけば、この第6次のほうがおおっと思いますけどね。この中でも、例えば学校教育だけじゃなくて、地域における生涯スポーツとか、そういうのが非常に大きく出てますから、こういうところがむしろこれから充実させていく、今日の教育ビジョンでも地域でということですし、その辺を大きく取り上げてますから、

それが今度は大分縮小する感じになるよね。急激に小さくなっているような感じがしますので、ちょっと寂しいなという思いをして聞いてたんですが、できればこういう第6次のようなみんなに訴えやすい形にしてくれればありがたいというのが希望です。単なる希望です。

全委員が本報告を了承する。

・審議内容

議案第 38 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 39 号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

報告 4 職員の人事異動（県立学校）について（秘密会）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議内容

議案第 40 号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 41 号 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 42 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 43 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案について（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 44 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（職員の育児休業等に関する条例

の一部改正関係（公立学校職員の給与に関する条例関係）（非公開）
福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 45 号 平成 22 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号及び第 9 号）について（非公開）
予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

報告 2 平成 23 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）
人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議内容

報告 3 平成 23 年度三重県職員（船舶通信士）採用選考試験の実施について（非公開）
人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。